

## 第3章 都市づくりの理念と目標



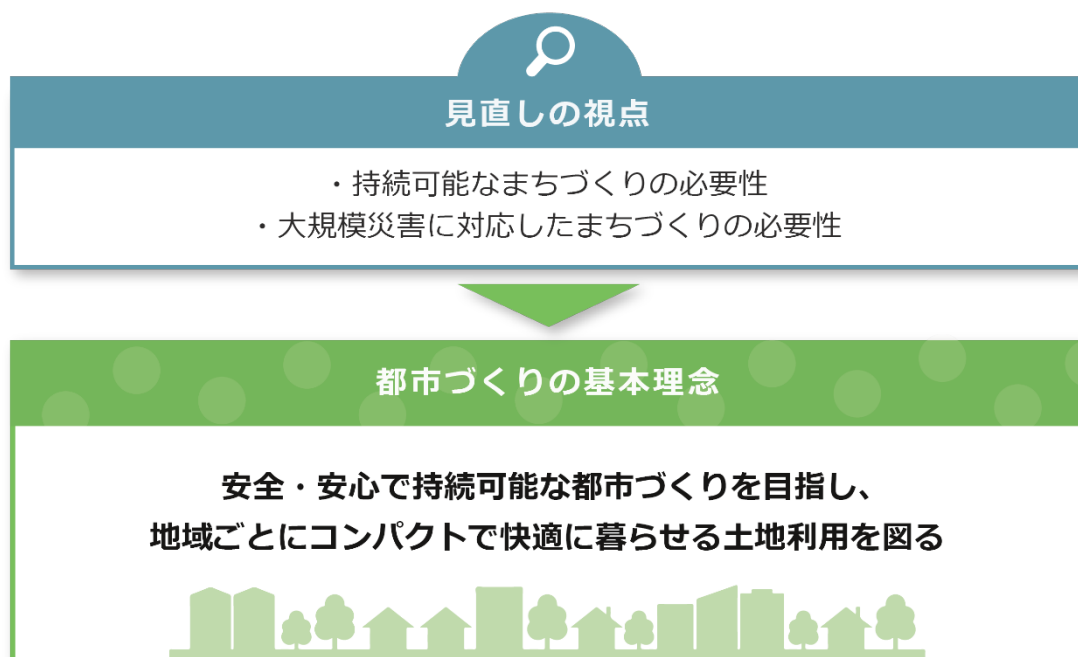
### 3-1 都市づくりの基本理念

本市の基本理念は、「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ輝き海峡都市・しものせき」と定められており、誰もが本市で暮らす幸せを実感し、愛着を深め、知りたい、行きたい、住みたい魅力のあるまちの実現を目指すものとしています。

都市計画マスタープランにおいては、上位計画である第2次下関市総合計画に掲げられたこの理念を本市のまちづくり全般にわたる理念として、踏襲するものとします。



「2-6 見直しの視点」及び上位計画の基本理念等を踏まえ、この度の都市計画マスタープランの策定における、都市づくりの基本理念を以下のとおり定めます。



## 3-2 都市の規模及び密度に関する目標

### (1) 目標年次の設定

都市計画マスタープランは、市の目指すべき将来の「まち」の姿を見通し、都市計画に位置付けられる都市施設や土地利用などを計画的に進めるためのまちづくりの指針となるものです。

都市計画の運用は、一定の期間を要し、長期的な見通しのもとでまちづくり方針を位置付ける必要があるため、都市計画運用指針では都市計画マスタープランの目標を概ね 20 年後に設定して計画づくりを行うこととしています。

このため、「下関市都市計画マスタープラン」の目標年次は、おおよそ 20 年後となる 2040 年（令和 22 年）に設定し、2030 年（令和 12 年）を中間目標年次とします。なお、本計画の内容は、中間目標年次に見直すことを基本としますが、上位計画の策定・改定や社会経済情勢の動向、大規模プロジェクトの推進に対応していく必要がある場合などにより計画内容に変更を要する場合には、状況に応じて適宜見直しをします。

**目標年次：2040年（令和22年）**



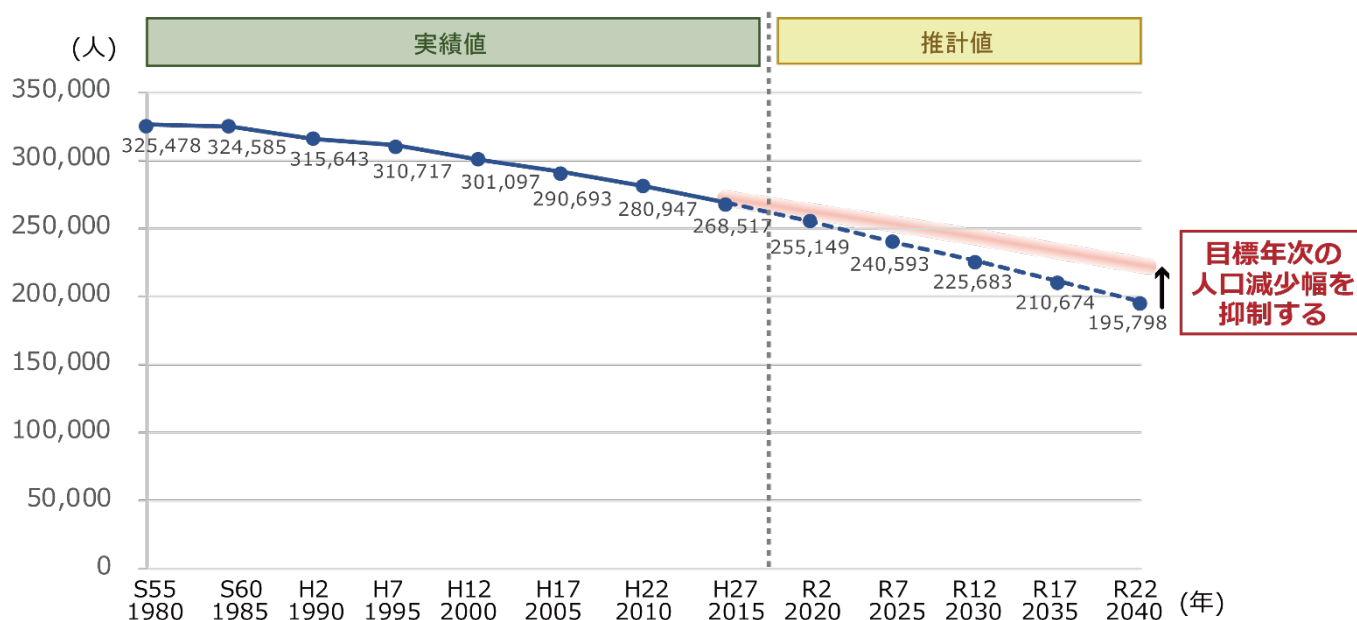
## (2) 人口規模に関する目標

本市の人口は、昭和 55 年（1980 年）をピークに減少傾向にあり、今後も引き続き減少傾向が続くものと予測されます。しかし、下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、人口減少下にあっても地域の活力を失わないまちづくりを進めることとし、可能な限り早期に、出生率と純移動率の改善を目指す必要があるとしています。

本都市計画マスタープランにおいては、まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少・少子高齢化対策をはじめ、産業振興策や定住促進策などの多方面からの施策と連携しつつ、都市計画の面から必要な土地利用誘導や都市基盤整備等を推進することにより、目標年次における人口減少幅の抑制を目指します。

### 人口規模：目標年次における人口減少幅を抑制する

#### ■ 将来人口の見通しと本市の考え方



出典：国勢調査(平成 27 年度)  
 国立社会保障・人口問題研究所(平成 30 年 12 月推計)

### (3) 人口密度に関する目標

目標年次における人口減少幅の抑制とあわせて、一定の人口密度を確保するための都市づくりが重要となります。人口減少社会においては、このまま何も対策を講じない場合、市全体で一律に人口が減少していくこととなり、生活利便施設等の都市機能が減少していくことが想定されます。

このような状況が引き起こされる場合、本市や各地域の中心部周辺の中山間地域で暮らす市民の生活環境にも悪影響を与えることとなります。

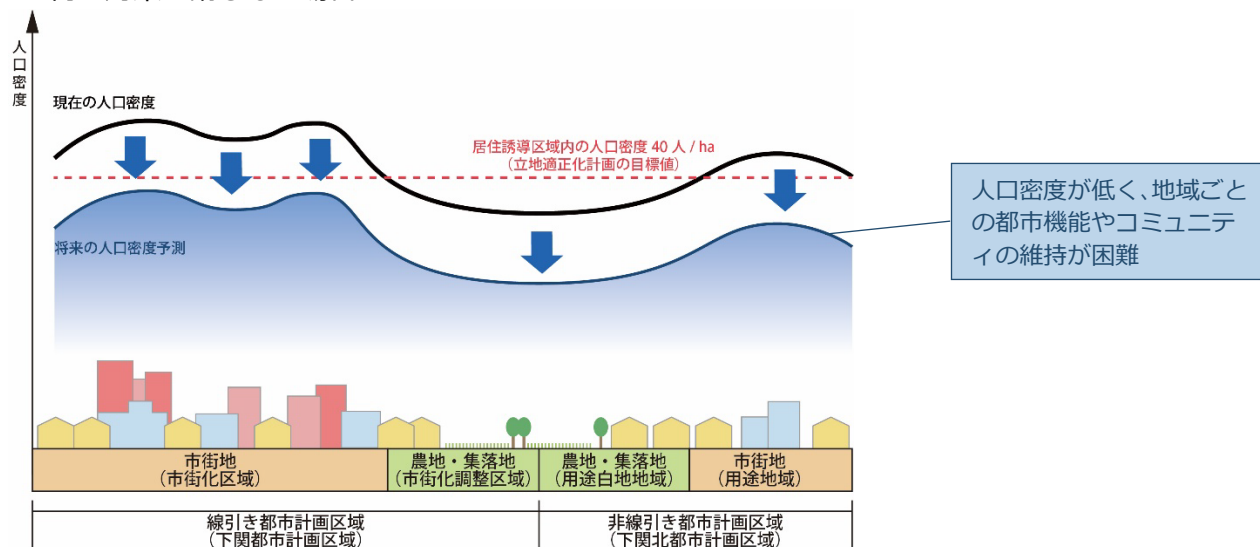
本市では、人口減少や少子高齢化が進展する将来においても、豊かな自然環境を守りつつ、可能な限り市民の生活環境を維持できる都市構造を形成するため、立地適正化計画の策定・運用を通じて、既に都市機能や都市基盤が集積した拠点への人口集積、郊外部での市街地拡大の抑制を図り、居住誘導区域内における人口密度（1haあたり40人）の維持を目指しています。

本都市計画マスタープランにおいても、立地適正化計画における人口密度の維持とあわせて周辺の自然環境の保全等により、都市と自然が共生するメリハリのある土地利用を推進し、都市計画区域内の居住地における人口密度の維持を目指します。

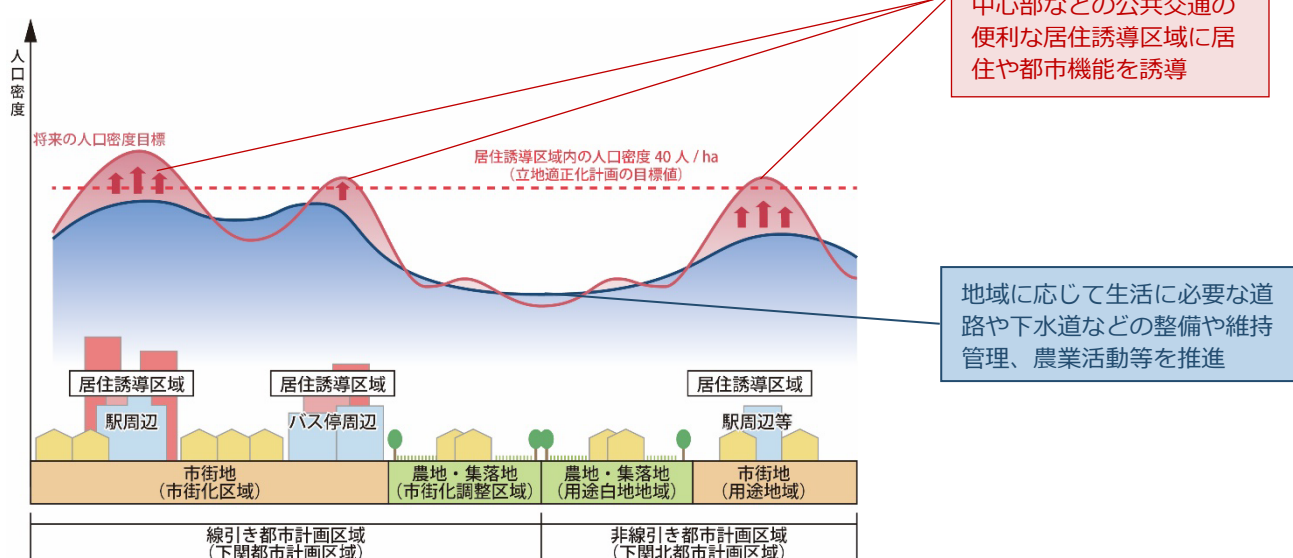
#### 人口密度：居住誘導区域内における人口密度（1haあたり40人）の維持

※平成27年度（2015年度）居住誘導区域内人口密度 41.3人/ha

##### ■何も対策を講じない場合



##### ■本市が目指す人口密度維持のイメージ



### 3-3 都市づくりの基本理念と将来都市像

第2次下関市総合計画では、8つのまちづくりの将来像が設定されています。この将来像とともに、都市づくりの課題を踏まえて3つの都市づくりの視点を設定し、それぞれの視点に対応した将来都市像を設定します。これらの将来都市像は第2次下関市総合計画の第4章～第6章を中心とした内容となっています。



将来都市像ごとに、その基本方針を示します。3つの将来都市像を複合的に捉えることで「安全・安心で持続可能な都市づくりを目指し、地域ごとにコンパクトで快適に暮らせる土地利用を図る」必要があります。

## 将来都市像① 山口県西部の発展をけん引する、活力ある都市

- ・ 下関駅から新下関駅にかけての本市の中心となる既成市街地においては、高次都市機能の集積やにぎわい創出などを推進することで、中心市街地の拠点性の向上を図ります。
- ・ 下関駅周辺から唐戸地区への水際線において、各交流拠点間の連続した人流動線を確立することで回遊性の向上を図り、周囲の歴史・文化・観光資源を活かした市民や来訪者であふれる、まちづくりと一体となったウォーターフロント開発に取り組みます。
- ・ 東アジアとの玄関口として、地域の経済社会を支える国際物流拠点の形成を図ります。
- ・ 新たな産業誘致や産業振興策と一体となった産業用地の確保や都市基盤整備、遊休地対策などを進め、競争力のある産業の創出・育成を図ります。
- ・ 山陰道、下関北九州道路などの、広域的な交通環境の拡大による広域交流のポテンシャルの向上を見据えた、たくさんの人が交流する魅力あふれる都市の形成を図ります。

等

## 将来都市像② 快適な暮らしと自然景観を維持する、コンパクトな都市

- ・ 中心市街地から農山漁村に至る多様な地域特性を有する本市において、人口減少下においても利便性、快適性を維持し続けられる居住地の形成を図ります。
- ・ 市民の日常生活の利便性や快適性を維持するため、生活圏域における都市機能の拠点への集約、効果的・効率的な都市基盤の整備を図ります。
- ・ 拠点間を効果的・効率的に連絡する公共交通ネットワークを形成することにより、移動しやすく、公共交通を身近に利用できる都市の形成を図ります。
- ・ 関門海峡や響灘、周防灘の海辺景観、瀬戸内海や日本海に臨む美しい海岸線、緑豊かな山なみなどの本市特有の地域資源については、多彩な資源の保全に努めるとともに、都市と自然のバランスに配慮しつつ歴史や文化などの個性を活かした魅力の創出を図ります。

等

## 将来都市像③ 安全・安心な生活を支える、強くしなやかな都市

- ・ 想定を超える局所的な大雨の増加を踏まえ、風水害や土砂災害などの災害危険性の高い地域での居住を抑制するとともに、防災機能の向上による都市基盤の強靱化を図ります。
- ・ 地震や洪水、土砂災害などの様々な自然災害や新型コロナ危機等に対する防災・減災対策を進めるとともに、地域コミュニティの強化や自助共助精神の醸成によって地域防災力の向上を推進し、災害廃棄物処理の迅速化に向けて災害廃棄物仮置場候補地を可能な限り多く確保し、誰もが安全で安心して暮らせる居住環境の形成を図ります。

等



## 3-4 将来都市構造

### (1) 拠点連携型の都市構造の必要性

本市は、1市4町の合併によって現在の市域が形成されているなどの歴史的なまちの成り立ちを踏まえる必要があります。

また、今後の人口減少・高齢化の進行において、地域に差が出てくることが考えられ、暮らしやすく、安全・安心な生活環境を確保するためには、既存の都市基盤が整った場を十分に活かして、暮らし、経済、自然環境の持続を図ることが極めて重要です。そのため、都市機能を拠点に集約し、拠点同士や拠点と地域を道路や公共交通のネットワークでつなぐことで、地域の生活利便性を高めるとともに、都市と自然との共生を図る「拠点連携型の都市構造」の構築を図ります。

### (2) 「拠点連携型の都市構造」の基本的な考え方

#### ○拠点地区への都市機能の集約化

- ・広範な市域の中で、市民の暮らしを支える各種生活サービスの確保、効率的な市街地形成を図るため、人口規模や都市機能の集積状況に応じた各都市機能を誘導するとともに、拠点内やその周辺に居住を誘導します。

#### ○周辺都市、都市と地域をつなぐ連携軸の形成

- ・周辺都市との交流、都市と地域との交流の増進、拠点間における都市サービスの補完を図るため、道路や公共交通によるネットワーク化を図ります。

#### ○地域特性に対応したライフスタイルを提供するゾーンの形成

- ・まちなか、市街地、田園・山間集落など、各地域が持つ資源や既存ストックを十分に活かした土地利用の誘導などによって、都市と自然とのバランスを維持し、魅力あるライフスタイルが展開されるような快適な居住環境の形成を図ります。







## 1) 拠点

本市のまちの成り立ちを踏まえ、将来にわたって都市や地域のにぎわいや活力を支え、多様な都市活動の中心となる場として、「都市拠点」、「地域拠点」、「集落拠点」の3拠点を位置付けます。




既存の都市機能、都市施設の集積を活かして、役割に応じた都市機能の重点的誘導を図ります。

区分	役割	都市機能	立地適正化計画における位置付け
都市拠点 	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市拠点間で連携・補完し合いながら、山口県西部の発展をけん引し、市内外の人々が利用する高次で広域的な都市機能の集積を図ります。</li> </ul>	総合行政 商業・業務 医療福祉 高次教育・文化・コンベンション 広域交通結節	都市機能誘導区域を含む
中心市街地 (下関駅～唐戸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>J R 下関駅周辺から唐戸地区周辺においては、中心市街地が有する多様な高次都市機能の集積を活かし、まちなか再生により、本市の顔として経済、文化、観光、暮らしを支える中枢的な都市機能と居住機能が共存する都市拠点の形成を図ります。</li> </ul>		
新下関駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>J R 新下関駅周辺においては、沿道サービスや高次教育等の都市機能集積、広域交通の利便性を活かし、商業流通業務地としての土地利用を促進するとともに、新たな都市的土地利用による都市拠点の形成を図ります。</li> </ul>		
運動拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>下関運動公園に大規模な競技会等の開催が可能な基幹的な運動施設の立地誘導を図り、複数の学校が集まる周辺環境や交通利便性を活かして、市民のスポーツ・レクリエーションを支える運動拠点の形成を図ります。</li> </ul>		
地域拠点 	<ul style="list-style-type: none"> <li>彦島、長府、小月、川中、安岡、山の田の6地区は、市街地内で身近な地域における日常生活サービスの提供、都市活動の維持を図るための拠点として、コンパクトな市街地の維持・活用を図ります。</li> </ul>	支所 商業・業務 医療福祉 教育・文化 子育て、集会 交通結節	居住誘導区域
地域拠点 (田園住宅型) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊浦、菊川の総合支所周辺は、身近な地域における日常生活サービスや都市活動の維持のための拠点として、コンパクトな市街地の維持・活用を図ります。</li> </ul>	総合支所 日用品販売 身近な医療福祉 子育て 地域文化 集会、交通結節	居住誘導区域
集落拠点 	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊北、豊田の総合支所周辺は、身近な地域における日常生活サービス維持のための拠点として位置付け、集落ごとに小さな拠点の形成を図ります。</li> </ul>	総合支所 日用品販売 身近な医療福祉 子育て 地域文化 集会、交通結節	—

## 2) 都市骨格軸

多様な都市活動とともに、大規模災害等での緊急輸送が円滑に行われるように、市域内外を機能的に結ぶ交通ネットワークを形成します。

また、都市の魅力を高めるため、長く伸びる美しい自然海岸、特有の海峡景観など本市特有の水際線一帯を沿岸軸として、良好な自然環境や水辺景観と調和した都市づくりを目指します。

区分	役割	対象
広域連携軸 	<ul style="list-style-type: none"> <li>山陰・山陽・九州方面との広域的な人流・物流及び地域経済の活性化を担う軸として、位置付けます。</li> </ul>	高規格道路（中国縦貫自動車道、山陽自動車道、下関北九州道路など）
連携軸 	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市拠点と生活拠点、生活拠点相互を結び、都市機能サービスを補完するための連携軸として、様々な都市活動、地域間交流を支える道路、公共交通を位置付けます。</li> </ul>	国道、県道、JR
沿岸軸 	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の個性を代表する資源として、美しい自然海岸を有する響灘、大型船が往来しシンボリックな海辺景観を有する関門海峡、瀬戸内海特有の穏やかな沿岸景観を有する周防灘の沿岸一帯を位置付けます。</li> </ul>	響灘、関門海峡、周防灘の沿岸一帯

## 3) 都市計画区域

区分	特色と役割
下関都市計画区域 (線引き)	<p>下関都市計画区域は旧下関市を中心としたエリアであり、一定の開発圧力などにより市街地拡大の可能性が高く、田園部や丘陵地などの自然的環境を保全していく必要があるため、計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」の2つのエリアに区分する線引きを行っている区域です。</p> <p>市街化区域においては、住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、用途地域等を定めています。</p>
下関北都市計画区域 (非線引き)	<p>下関北都市計画区域は旧豊浦町、旧菊川町を中心としたエリアであり、隣接する下関都市計画区域との土地利用バランスに考慮した適正な土地利用コントロールを図るため、都市計画区域を指定しています。一方で、開発圧力が強くなく、人口も減少傾向にあることなどから、市街地拡大の可能性が低いと判断されるため、市街化区域と市街化調整区域の線引きのない、非線引きの区域として定めています。</p> <p>豊浦町の既成市街地周辺においては、用途地域等を定め、用途地域を指定しない区域については、地域の特性に応じた良好な環境の保護、誘導を行うために、特定用途制限地域を定めています。</p>
都市計画区域外	<p>当区域は旧豊田町、旧豊北町のエリアであり、開発圧力が低く、また豊かな自然環境の保全及び農林水産業の振興を図る必要があることなどから、都市計画区域を定めていない区域です。</p> <p>都市計画法における規制はありませんが、国土利用法をはじめとし、農地法、森林法などの他の法令により土地利用の規制等がなされています。</p>

#### (4) ライフスタイルのイメージ

「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ輝き海峡都市・しものせき」の実現に向けては、今後、人口減少・少子高齢化が進む中でも、市街地から農山村集落までどの地域でも安全・安心して暮らすことができ、それぞれの個性（地域特性）を活かした多様な暮らしの場を維持していくことが必要です。

そこで、それぞれの生活像を描いてみます。

<p>まちなか 居住型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市や地域の拠点近くや住宅地に住み、歩いて行ける範囲にはスーパーや病院、文化施設や福祉施設があり、子どもから高齢者まで、歩いて便利に日常生活を送ることができる。</li> <li>○オープンスペースなどを利用して、様々なイベントを楽しむことができる。</li> </ul>	
<p>郊外型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地周辺や地域拠点周辺のゆとりある住宅に住み、近くの拠点に集積する生活利便施設を利用することができる。地域で支え合いながら、公共交通（鉄道やバス）を利用して市街地方面にもアクセスしやすい。</li> <li>○農産物販売所や農地などを活用して、週末には多くの人々が訪れ、農業とのふれあいを楽しむことができる。</li> </ul>	
<p>多自然型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海や山など豊かな自然が身近にあるゆとりある住宅に住み、近くには特産品販売などコミュニティや交流の場もあり、一定の生活サービスを受けられ、自家用車や地域の公共交通を利用して、市街地に買い物や通院に出かけることもできる。</li> <li>○ホテルなどの自然観察などが定期的に行われ、多世代の交流を楽しむことができる。</li> </ul>	